

# 愛知青少年公園施設配置図



## 通商産業大臣の意見

平成 12 年 1 月 21 日、評価書について通商産業大臣から述べられた意見の全文は次のとおり

## 第 1 全体的内容

## 1. 総合的な評価

## (1) 環境影響評価の実施

本博覧会事業(以下「本事業」という。)の環境影響評価について、博覧会協会は、意見交換会の開催等情報の発信・提供及び意見聴取を幅広く行い、得られた環境情報の会場計画へのフィードバックに努め、環境情報の共有等関連する長期的地域整備事業(瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業及び名古屋瀬戸道路事業)との連携を図り、「生態系」という環境要素で先進的な事例となる調査を行うなど、要領に示された考え方に沿って誠実に実施していると認められる。

## (2) 環境影響評価書の内容

まず、博覧会協会により、当初海上地区において本事業を実施する計画案(以下「第 案」という。)に対して環境影響評価を行い、これに基づき準備書が作成された。これによると、44 項目の環境要素について調査・予測・評価が行われ、その結論として、環境保全措置、追跡調査を講ずることにより環境への影響が低減されるとされており、計画の検討状況に応じて、更なる負荷低減の努力を継続する旨表明された。

その後、博覧会協会において、準備書に対する様々な意見や同地区にオオタカの営業が確認されたこと等も踏まえ、環境保全措置として青少年公園地区等も利活用する計画案(以下「第 案」という。)が検討され、評価書が作成された。

評価書では、準備書段階で行った調査・予測・評価結果について、個別の環境要素ごとにデータの更新、予測手法の見直しが行われており、また、環境保全措置、追跡調査計画についても見直しが行われている。このため、事業実施に

伴う環境影響の回避、低減に向けた対応は、おおむね適切と認められる。

また、評価書での第 案と第 案との比較検討については、第 案では、同時滞在者数を海上地区と青少年公園地区等に二分することにより、第 案と比較して、環境影響の程度を総合的に低減することができるかとされている。これは、一部の環境要素においては定性的な比較評価を行った結果に基づいたものであるが、海上地区の土地利用については、第 案と比べて第 案では、主要施設地区の面積は4分の1程度の低減、フィールド施設検討区域の面積は2分の1程度の低減が認められる。

他方、第 案は事業内容の大幅な変更を伴うものであり、環境保全措置の対象である青少年公園地区等の環境影響予測が現在も進行中であることから、その予測・評価結果には不確実性があり、また後述のとおり一部の環境要素に係る博覧会協会の評価等については再検討すべきものがあること等にかんがみ、計画策定作業を柔軟に行うこと等により、本事業に係る環境負荷の更なる低減に、今後とも努力していくべきである。また、適切な追跡調査や環境保全措置の実施に努めるべきである。

これらのことを勘案すれば、第 案の方向を採用することにより、総合的評価において環境影響の程度が低減されることは一定程度明らかであり、環境影響評価手続の次の段階として、要領 第1章第16「評価書の修正」を行うべきである。その際には、上記を踏まえつつ第 案の検討を更に具体的に進めて、より明らかに環境影響の程度の低減を示すべきである。そのため、まず、海上地区の土地利用が低減していることについて整理し、評価書に明記すべきである。また、以下の対応を行うとともに、その進捗よく状況や成果等を評価書に記載していくべきである。

・海上地区について、土地利用や同時滞在者数

の精査を始め事業計画全般にわたり検討を実施し、長期的地域整備事業者と調整しつつ、適切な環境保全措置を実施し、一層の環境負荷の低減を図ること。

- ・青少年公園地区等について、関係者の意見を聴きつつ、土地利用の精査、施設整備内容の検討を進めるとともに、追跡調査を十分適切に実施し、結果を計画に確実に反映し、事業全体における更なる環境負荷の低減を確実に図ること。

さらに、追跡調査の段階においても、上記の観点を踏まえて本事業の計画策定作業を進め、適切に追跡調査を実施し、その結果を公表すべきである。

## 2. 計画と環境影響評価とのフィードバック

本事業は、事業計画の策定と並行して環境影響について予測・評価を行うなど、計画の進め方として先進的な側面がある一方、出展者の意向により会場計画がなかなか確定しない等の特別な側面もある。そして本環境影響評価では、計画の早期の段階から予測・評価を行うことから、環境要素によっては環境影響の予測の不確実性や、環境保全措置の効果の不明確性が生じる等の可能性もある。

したがって、本事業のこのような特性にかんがみ、本環境影響評価の結果を計画にフィードバックし、万全の環境配慮に努め、環境分野における先導的かつ前広な環境対策に取り組めるよう、柔軟に会場計画を見直していくべきである。

そして、会場計画の熟度が一定程度高まった段階で、環境影響を把握し、その結果を評価書に記載すべきである。その際、計画の具体化に併せて引き続き環境影響を把握し、その成果を追跡調査報告書における環境保全措置等に反映させていく旨を評価書に記載すべきである。

事業実施に際して当初想定されていなかった環境への影響が確認された場合には、関係機関と調整して、事業計画の変更も含めた適切な対策を講ずるべきであり、その旨を評価書に記載すべきである。

なお、追跡調査結果については、要領 第1章第22に基づき、結果の公表を行う、関係機関からの助言を受ける、引き続き広く住民等からの意

見聴取を行う、など適切な対応を行うべきである。

## 3. 関連する長期的地域整備事業との連携

会場候補地及び周辺地域においては、相互に関連する長期的地域整備事業が計画されており、複合的な環境影響も懸念される。これに対応するため、計画の策定、事業の実施、環境保全措置の実施、追跡調査の実施等に当たっては、長期的地域整備事業者と、工事内容、工事工程、施設整備内容等の事業計画の調整を行うなど、十分な連携を図る旨を評価書に記載すべきである。会場候補地及び周辺地域において、その他関連する事業が行われる場合には、当該事業者と上述の趣旨を踏まえた調整を図るべきである。

## 4. 情報の公開及び意見の聴取

本事業に係る計画の熟度に応じて、新たに会場候補地に位置付けられた長久手町住民はもとより、関係市町村住民等に対して、広く情報交換を行うために構築したシステムの活用等により十分に意見を求め、これに配慮して、事業計画への適切なフィードバックに努めるなど適切な対応について検討する旨を評価書に記載すべきである。

## 5. 本事業終了後への配慮

事業準備段階、事業実施中の環境負荷についてはもちろんのこと、跡地・施設整理に関する環境負荷も可能な限り低減するよう配慮して、また環境保全重視の立場に立った事業成果の継承が行われるよう、計画の検討及び関係事業者との調整を進める旨を評価書に記載すべきである。

また、本事業終了後には、事業実施中（評価書の公告・縦覧後から解体工事終了まで）の追跡調査結果に基づき、評価書の予測結果についてレビューを行い、その結果を公表するとともに、広く意見を聴取し、かつ長期的地域整備事業者等に継承する旨を評価書に記載すべきである。

さらに、本事業の趣旨、成果を長期的地域整備事業等に継承できるように、本事業計画の柔軟な見直しや長期的地域整備事業者等に働きかけを行うなどの具体的取組を行う旨を評価書に記載すべきである。

## 6. より良い技術導入等の取組

環境を重視する本博覧会は、環境保全に関する技術、システムはもとより、新エネルギー、省エネルギー等に関連するものの技術開発、導入促進等の発展を図る上で格好の機会を提供するものである。したがって、より良い技術、最新の知見等を最大限取り入れる方向で会場計画を策定し、またその実施を図り、本博覧会の基本理念の実現に努めるべきである。

## 7. 環境情報の活用

環境影響評価の過程で得られた環境情報は、計画策定に反映する上で有用なだけでなく、例えば触れ合い活動の一環として環境教育を行う際にも先進的な教材になるなど、環境を重視した博覧会事業を行うために、有益な役割を果たし得るものである。それら情報の積極的活用に努める旨を評価書に記載すべきである。

なお、環境保全等のために行う具体的技術上の対応策の検討については、博覧会協会が、博覧会運営の観点から安全性、経済性等も総合的に勘案しつつ行うことが適当であることから、以下において、博覧会協会が行うべき対応の方向性を述べたものである。博覧会協会においては、専門家の意見を聴取しつつ、この方向性の検討に積極的に取り組むとともに、進ちょく状況及び成果等を可能な限り具体的に評価書に記載すべきである。

## 第2 個別事項

今後の計画策定に当たっては、全般にわたり、更なる環境負荷の回避・低減及び先導的な取組の実施が検討されるべきであるが、特に以下の項目については、専門家の意見を聴取しつつ、具体的な検討や関係機関との調整を早急に行うべきである。

### 1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

#### (1) 大気環境

- 1) 会場候補地の周辺においては、現在、多くの大気環境測定局で浮遊粒子状物質に係る環境基準を超過しており、二酸化窒素濃度についても比較的高い水準にある、多くの地点

で道路交通騒音に係る環境基準を超過している、予測結果についても上記と同様の傾向が見られることから、次の対策を講ずること。

- (ア) 青少年公園地区等の工事用車両について、ピーク時発生交通量を削減し、かつ最適なルート配分を設定して、再度、大気、騒音、振動影響に係る予測評価を実施すること。
  - (イ) 浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び騒音に関する環境負荷の低減のため、博覧会協会で使用する工事用車両、来場者輸送用車両、業務用車両等及びガスエンジン発電機、ガス直焚冷温水発生機については、可能な限り低公害型のものを採用する等の対策を講ずること。そのために必要となる施設が整備されるよう配慮すること。
- 2) 環境基準、規制基準等を考慮すれば、供用時、会場から発生する騒音及び振動は、特に海上西地区周辺において高いレベルになることから、次の対策を講ずること。
- (ア) 展示施設、道路及びバスターミナル等主要な騒音等の発生源と敷地境界の間に、環境施設帯や遮音壁の設置等の措置を講ずること。
  - (イ) 会場内移動手段について、騒音・振動レベルの低減のための措置を講ずること。
  - (ウ) 環境モニタリング項目に、供用時の騒音及び振動を追加すること。

- 3) 供用時のアクセス交通に関する環境影響については、現段階では計画が具体化していないが、本事業による大気・騒音影響にとって重要なものであり、供用時に重大な影響を生じるおそれがあることから、来場者が使用する自家用車、団体大型バス等の大気及び騒音等による環境負荷を低減するために、公共交通機関利用促進、低公害型車両使用奨励、来場者数平準化促進等博覧会運営面での工夫を含め実効ある対策に努めることを前提として、追跡調査を実施すること。

それらの対策を講じても、環境影響の十分な低減が見込めない場合は、計画基準日入場者数を変更することも含め、適切な対応につ

いて検討を行うこと。

- 4) 工事中・供用時の大気質及び工事中の騒音について、青少年公園地区等周辺への影響の広がり懸念されるため、総発生交通量の増加についても考慮の上、評価を再検討すること。
- 5) 24時間開催については、その開催方法によっては周辺地域の生活環境等に重大な影響を及ぼす懸念があることから、必要性、開催する場所について慎重に検討すること。
- 6) 本博覧会の催事等から発生する騒音について、あらかじめ運営面における環境への配慮事項を明らかにし、環境影響の低減に努めること。

(2) 水環境

- 1) 海上地区から発生する汚水については、下水道処理場能力への過負荷が生じるおそれがあることから、また処理水の環境影響にも考慮しつつ、下水道事業者と十分な調整を行い、瀬戸市の下水道整備計画と本事業の会場計画の整合を図ること。

また、処理水が放流される矢田川において環境基準が達成されていないこと、及び閉鎖性水域である伊勢湾流域内における事業であること等から、下水道高度処理の早期導入の推進が図られるよう関係事業者に要請する等、適切な措置を講ずること。

- 2) 青少年公園地区等から発生する汚水については、処理水の放流先となる河川の水質に対して大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、水量も考慮しつつ、更に汚濁負荷量を低減させるため、下水道接続の実現可能性の検討を行うとともに、既存汚水処理施設への高度処理機能追加や窒素、リン除去能力も高い汚水処理施設の新設可能性について、長期的な施設活用可能性の観点も踏まえて検討を行うこと。

なお、処理水を水処理施設等から河川に放流することによって生じる影響について検

討するに当たっては、水温変動及び河川流量が増加する観点からも検討すること。

- 3) 雨水浸透施設の積極的な採用、雨水の積極的な活用、中水利用の促進、節水の推進等に努め、水循環に与える影響を低減し、健全な水循環を確保すること。

- 4) 造成裸地から出る濁水に対応するための沈殿池からの放流水について、工事期間中、濁度を連続測定する必要性を検討すること。また、青少年公園地区等の地下水の監視の必要性を検討すること。必要に応じて、環境モニタリング項目にこれらの項目を追加すること。

(3) その他の環境

ライトアップの実施については、地区毎の環境特性を十分考慮した上で、環境に及ぼす影響を慎重に検討すること。

2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 全般的事項

会場候補地内には、オオタカやシデコブシなどの絶滅のおそれのある動植物が生息・生育するなど、豊かな生態系が賦存しているところも存在することから、事業の実施に当たっては、これらの動植物及びその生息・生育環境を含めた里地生態系の適切な保全を図ること。

また、当該地域は里山的な景観を呈しており、様々な触れ合い活動がなされていることから、現状の里山的景観を可能な限り保全し、影響の回避・低減を図るよう十分配慮すること。

さらに、長期的地域整備事業者と連携を図りながら環境保全措置を適切に行うとともに、追跡調査において事業による影響が明らかになった場合には、計画の変更も含め、影響の回避・低減のための所要の対策を講ずること。

(2) 植物

- 1) シデコブシについては、生育地の改変が可能な限り小さくなるよう、詳細な施工計画策定段階から工法等について更に検討を加え、残存する集団の保全を行うこと。伐採するも

のについては生長解析を行い、今後の保全に関するデータの蓄積を図ること。

- 2) イトリゲモ等水田雑草群落については、群落管理の在り方について、実験的な取組を行うことを含め、検討すること。
- 3) 水平回廊や里山トレイル等は、希少な種の生育地をできるだけ回避するよう計画すること。また、それらの構造や設置方法等について、植物に対する工事中及び供用時における踏圧の直接的及び間接的な影響を十分検討し、想定を上回る環境影響を及ぼすおそれが見込まれる場合には、影響の回避・低減のための措置を講ずること。
- 4) 会場候補地内において、来場者が利用ルートを離れて植生等に影響を与えないよう、施設設置に当たり十分配慮するとともに、来場者への注意喚起・情報周知の徹底を図ること。特に、人の入り込みによる影響を受けやすい貧栄養湿地の草本類が分布する地域については、慎重に対応すること。
- 5) 供用時の森林体感地区内での植物への踏圧影響について、1日当たりの最大入り込み者数で比較しているが、影響の生じる範囲についても考慮の上、評価を再検討すること。
- 6) 二次林の林内相観について、調査結果が示されているものの、調査結果に基づく予測・評価が示されていないことから、予測・評価を行うこと。

### (3) 動物

- 1) ムササビの調査を行った個体が少数であり、予測の不確実性が考えられることから、十分な追跡調査を行うとともに、その結果から行動解析を行うこと。また、事業の実施に当たっては、長期的にムササビを保全する観点から、ムササビの移動空間や営巣場所の確保等生息に十分な配慮を行うこと。
- 2) オオタカについては、会場候補地近傍で複

数の営巣が確認されていることから、当該営巣個体の保護に関しては、国際博会場関連オオタカ調査検討会における検討内容を確実に反映した適切な保護対策を具体的に明らかにし、繁殖等に支障が生じることのないよう対処すること。特に、海上地区内の営巣個体については、本事業による繁殖への影響等について、科学的な調査検討を行った上で、事業により営巣に支障が生じるおそれがあると見込まれる区域内における工事等は、上記の保護対策が具体的に示されるまでは着手を控えること。愛知青少年公園においてもオオタカの追跡調査を行うこと。

また、事業実施に当たっては、追跡調査を行い、その結果を踏まえ、長期的に地域個体群を保護するという観点から適切な対応を行うこと。

ハチクマについては、会場候補地内で高頻度な飛翔が確認されていることから、事業実施に当たっては、追跡調査を行い、その結果を踏まえ、長期的に地域個体群を保護するという観点から適切な対応を行うこと。

- 3) 工事中及び供用時の工事関係者及び来場者の行動等による動物への影響については、予測手法が確立しておらず、その不確実性が考えられることから、適切な追跡調査を検討・実施し、影響の回避・低減に努めること。

### (4) 生態系

- 1) 生態系の観点からとりあげたタヌキについては、調査を行った個体が少数であり、予測の不確実性が考えられる。このため、事業の実施に当たっては、タヌキを含めた中型哺乳類に係る環境保全措置を講ずるに当たり、十分な追跡調査を行い、影響の回避・低減を図ること。
- 2) 各種施設の設置に当たっては、タヌキの行動追跡調査の結果等を踏まえ、動物の移動空間の分断の回避・低減に努め、緑化や工法上の工夫等により、動物が安全に移動できる空間の整備に努めること。

3) シデコブシなどの生育基盤として重要な浅層の地下水文の変化に係る影響に関しては、予測の不確実性が考えられることから、追跡調査を適切に行い、影響の回避・低減を図ること。また、深層地下水の変化に係る影響についても検討すること。

(5) その他

1) 法面の早期緑化及び早期安定処理に当たっては、会場候補地内に生育する植物を活用すること等に努めること。その際、適切な、種子の採取方法、植栽方法、チップ化した伐採木の散布方法等の採用に努めること。

2) 追跡調査等において、新たに貴重な動植物が確認された場合には、これらの生息、生育環境に対する影響が最小限となるよう、適切な措置を講ずること。

3) 水辺環境の改変による影響が懸念されるため、工事施工に当たっては、現況の水辺環境を可能な限り保全するよう、配慮すること。特に、愛知青少年公園における池の上の催事施設の検討を行うに当たっては、これら水辺は鳥類等生物の生息・生育の場であることから、生物への影響を回避・低減するよう努めること。

4) 生物資源の有効利用を促進する観点から、バイオマスリサイクルの考え方に留意すること。

3. 人と自然との豊かな触れ合い

(1) 景観

1) 緑化計画の策定や工法の選定に当たっては、現状の里山的な景観を可能な限り保全するよう十分配慮すること。この場合、自然環境の特性を踏まえた適切な樹種の選定や施工時期の設定等に努めること。

2) 会場計画の具体化に際しては、展示施設や道路の設置について、景観の保全に十分配慮した色彩、形態、規模等を検討すること。

(2) 触れ合い活動の場

1) 森林体感地区における人の入り込みの影響については、予測の不確実性が考えられることから、十分な追跡調査を行い、その結果を計画に反映させること。

2) 利用ルートに係る環境保全措置を確実に実施し、人と自然との豊かな触れ合いの場が確保されるように努めること。特に、森林体感地区の工事中において、ルートへの立ち入りを制限する場合は、制限区域や期間を適切に設定するなど、影響を回避・低減するよう努めること。

なお、既存の利用ルートを活用する場合は、環境影響評価の過程で得られた環境情報等をいかし、環境教育の観点も含めたフィールド施設や催事の検討に努めること。

3) 里山トレイル等については、博覧会会期終了後においても活用が想定されることから、触れ合い活動の場としての会場候補地の利用者や地域住民の意見に十分配慮しつつ、計画の具体化に努めること。

4. 環境への負荷

(1) 会場候補地から工事中及び会期中に発生する廃棄物については、様々な工夫により発生量の最小化に努めた上、リユース・リサイクルの推進等により減量化を徹底すること。施設撤去時に発生する廃棄物については、施設整備の検討を行う時から、極力再利用が可能であり、かつ、廃棄物の発生しにくい構造、工法及び材料を活用すること等により、その発生抑制に努めること。その際、ライフサイクルアセスメント(LCA)の考え方に留意すること。また、最終的に処分が必要な廃棄物については、関係自治体と十分に調整し、廃棄物処理計画との整合を確実に図ること。

(2) 自然の持つ気象緩和等の効果をいかす観点から、事業実施に当たり、支障木についても伐採量を必要最小限とし、極力樹林地の保全に配慮すること。またそれら支障木を可能な限り移植すること等により、会場候補地内の緑化木とし

て活用すること。

- (3) 温暖化防止の観点から、新エネルギーの導入、省エネルギーの徹底等を積極的に行うこと。その際、ライフサイクルアセスメント(LCA)の考え方に留意すること。
- (4) 事業実施期間全体を通じた総合的な温暖化防止対策を具体的に計画に位置づけるとともに、その成果についても公表すること。

#### 5. その他

- (1) 適切に環境モニタリングを行うこと。また、調査・予測・評価を更に実施する場合は、最新の手法・基準等にも配慮すること。
- (2) 詳細な工事計画の策定に当たっては、引き続き、保全措置として挙げられている工事等の平準化、工事機械の適正配置、搬出入ルート分散に努めること。

## 長久手町長の意見

平成 12 年 8 月 8 日、長久手町長から述べられた意見の全文は次のとおり

## 1 環境の保全の見地からの意見

- (1) 平成 12 年 4 月 1 日に施行した長久手町環境基本条例の内容を踏まえ、同条例に定める事業者の責務を誠実に実施すること。
- (2) 博覧会の環境影響評価手続きに関しては、愛知青少年公園及びその周辺における現況調査結果、並びに、見直し後の会場計画検討案に基づく予測結果等を取りまとめた段階で、町及び町民に対しその内容を周知するとともに、意見を述べる機会を確保することにより、町及び町民の意見を修正評価書に反映するよう努めること。
- (3) 愛知青少年公園の南側を中心として、従来からの自然環境が残されている区域があることから、環境影響評価に係る追跡調査の一環として引き続き動物・植物等の現地調査を実施し、その結果を会場計画や事業実施に反映すること。
- (4) 博覧会会場建設期間中においては、工事用車両等の自動車交通量が増加し、交通渋滞、排気ガスによる大気汚染、道路交通騒音等、地域環境に及ぼす影響が懸念される。したがって、会場建設の工法や工程を工夫することで、工事用車両等の総量の抑制と集中の回避を図り、これらの懸念される地域環境への影響の低減に努め、住民生活への影響に十分配慮すること。
- (5) 博覧会開催期間中は、多くの来場者が予測されることから、公共交通機関の利用を中心とした観客輸送システムを確立すること。特に藤ヶ丘からの観客輸送に対応するため東部丘陵線の建設を関係機関に働きかけるとともに、道路情報システムの高度化などにより会場周辺における交通量の増加を抑制し、地域環境に及ぼす影響の低減に努めること。

- (6) 博覧会会場建設時及び開催期間中に発生する廃棄物、汚水等についてはゼロエMISSIONの観点から発生抑制に努めること。また、廃棄物、汚水等の処理計画を検討するに当たっては、本町をはじめ関係機関と十分協議すること。特に、処理水の香流川等への放流にあたっては、水系全体における水量、水質など河川環境に及ぼす影響の低減に努めること。

## 2 その他の意見

- (1) 博覧会の会場建設時及び開催期間中は、多くの町民等が訪れている愛知青少年公園の利用が制約されることから、その影響をできるだけ低減することができるよう工夫されたい。
- (2) 団体バスの駐車場を始め来場者の駐車場が町内にいくつか設置されると聞いているが、こうした関連施設の設置については、住民や関係者への説明を徹底するとともに、住民生活への影響をできるだけ低減できる施設計画とするよう配慮すること。
- (3) 博覧会会場建設時及び開催期間中の防犯、防災、救急医療体制などについては、早めに本町をはじめ関係機関と協議されたい。
- (4) 今後も、開催準備から閉会後の復旧まで、町及び町民への各種情報の提供と意見交換を行い、町民の理解を得るよう努めること。  
また、地元への情報提供の一環として、会場完成時に内覧会開催などの企画があれば配慮されたい。

## 意見の募集について

この報告書について、環境保全の見地からの意見を募集いたします。

皆様方から寄せられたご意見は、今後、博覧会協会が具体的な会場計画等の策定や修正評価書の作成を進めるに当たり活用させていただきます。

### 1 意見提出者

とくに限定しません。

### 2 記載事項

次の (1) (2) (3) を記載してください。

#### (1) 意見提出者の氏名及び住所

- ・氏名及び住所を記載してください。
- ・法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・匿名とされる場合でも、住所（市区町村名）を記載していただくようお願いします。

#### (2) 意見提出の対象である報告書の名称

- ・この報告書の名称または略称（検討状況報告書）を記載してください。

#### (3) 環境保全の見地からの意見

- ・意見は、日本語により、意見の理由も含めて記載してください。

### 3 受付期間

平成 12 年 10 月 25 日(水) ～ 同年 11 月 24 日(金)

なお、これからの博覧会計画の検討過程に反映させるため、この報告書についての意見は受付期間内に提出いただくようお願いしますが、この期間終了後も、本博覧会の開催について皆様方からのご意見を引き続きお聴かせ下さい。

### 4 提出先

次の (1) または (2) の方法で提出していただくことができます。

#### (1) 書面による意見

は下記の提出先に郵送または持参してください。

提出先；財団法人 2005 年日本国際博覧会協会 環境グループ 検討状況報告書係  
(住所) 〒450-0002

名古屋市中村区名駅三丁目 15-1 名古屋ダイヤビルディング 2 号館 4 階

#### (2) 協会ホームページ「EXPO の耳」からご投稿いただくこともできます。

- ・HP アドレスは <http://www.expo2005.or.jp> です。また、「EXPO の耳」(E メールアドレス [voicebox@expo2005.or.jp](mailto:voicebox@expo2005.or.jp)) へ直接送信していただくこともできます。
- ・「検討状況報告書」についての意見であることを明記してください。

### 5 意見書の様式

とくに様式を定めておりませんが、次ページに意見書用紙の一例を示します。(コピーしてご利用ください。)

(例)

## 意見書

平成 12 年 月 日

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会 へ

1 提出者	(住所) (氏名)
2 意見の 対象	検討状況報告書
3 意見及び その理由	

この報告書のうち、第3章第1～3節及び第6節の作成に係る業務は財団法人日本気象協会に、また、第3章第4、5節の作成に係る業務は株式会社ブレック研究所にそれぞれ委託しました。

本書に掲載した地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図、5万分1地形図を複製したものです。

(承認番号 平12部複、第326号)

この冊子本文は、古紙配合率100%、白色度70%の用紙を使用しています。

## 2005年日本国際博覧会に係る環境影響について - 検討状況報告書 -

---

平成12年10月25日発行

発行 財団法人2005年日本国際博覧会協会  
編集担当 環境グループ  
〒450-0002 名古屋市中村区名駅三丁目15-1  
名古屋ダイヤビルディング2号館4階  
電話 052-569-2154 FAX 052-569-2114

---